第３次藤崎町食育推進計画

ふじさき食育プラン

～みんなで食べよう！いきいき「ふじさき」～

平成３１年３月
藤　　崎　　町

はじめに

「食」は、命の源であり、私たちが健康に生活するために欠かすことのできないものであります。また、家族や友人との食事は、人に生きる喜びや楽しみを与え、元気で心豊かな暮らしの実現につながります。

日本は世界でも有数の長寿国となりましたが、ライフスタイルの多様化や核家族化など、「食」を取り巻く社会環境が大きく変化した結果、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、食を通じたコミュニケーション機会の減少など様々な課題が生じています。

このような中、藤崎町では、町民が一人ひとり健やかで心豊かに生きるために、平成２１年３月に「藤崎町食育推進計画（ふじさき食育プラン）」、平成２６年３月に「第２次藤崎町食育推進計画（ふじさき食育プラン）」を策定し、関係機関や団体等と連携して食育の推進に取り組んでまいりました。

そして、これまでの取組の成果と課題、「食育」のさらなる推進に向け、「第３次藤崎町食育推進計画（ふじさき食育プラン）」を策定いたしました。

水と緑に恵まれ、農業の盛んな本町は、豊かな食を産み出すことのできる環境であります。こうした素晴らしい環境の中、食育が推進されるよう、関係機関等と連携し努めてまいりますので、町民の皆様のなお一層の御理解と積極的な取組みをお願いいたします。

最後に、本計画策定にあたり、多大な御尽力をいただきました藤崎町食育推進協議会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました町民の皆様や関係団体の皆様に心から御礼申し上げます。

平成３１年３月

藤崎町長　　平　田　博　幸

目　　次

第１章　計画策定の趣旨　・・・・・・・・・・・１

１　食育とは

２　計画策定の背景

３　計画の位置付け及び期間

パート１　食育編

第２章　藤崎町における食生活の現状と課題　・・・・・・・・・・・２

１　藤崎町の現状

２　アンケート調査結果からみる食育の現状と課題

３　第２次計画の主要指標の成果と課題

第３章　食育推進の基本方針　・・・・・・・・・・１９

第４章　食育に関する重点推進事項　・・・・・・・・・・２０

第５章　食育推進の体制と役割　・・・・・・・・・・２５

パート２　地産地消編

第６章　藤崎町の地産地消　・・・・・・・・・・２６

１　藤崎町における地産地消の現状

２　地産地消の基本方針及び重点推進事項

第１章　計画策定の趣旨

１　食育とは

「食育」とは食育基本法では、様々な経験を通じて「食」に関する知識や「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実施することができる人間を育てること、としております。

「食育」は、知育（知識を習得し、知能を高めるための教育）、徳育（道徳心を育て、人格・情操を高めるための教育）、体育（運動を通して身体の健全な発達を促し、運動能力や健康な生活を営む能力を養うための教育）の基礎となるものであり、私たち人間が生きるための基本となります。

２　計画策定の背景

藤崎町では、食育基本法を受けて、平成２１年３月に「藤崎町食育推進計画（ふじさき食育プラン）」、平成２６年３月に「第２次藤崎町食育推進計画（ふじさき食育プラン）」を策定し、食育施策を推進してきました。

また、「第２次藤崎町食育推進計画」には平成２３年３月に施行された「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化法）による「地域の農林水産物の利用の促進（地産地消）について」の計画も定めています。

このたび、国の第３次食育推進基本計画（平成２８年３月）及び第３次青森県食育推進計画（平成２８年３月）が策定されたことを受けて、第２次計画までの推進状況を踏まえ、食育・地産地消を総合的かつ計画的に推進するため「第３次藤崎町食育推進計画」を策定することとしました。

３　計画の位置付け及び期間

この計画は、食育基本法第１８条第１項に規定する「市町村食育推進計画」及び「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）」に基づく、市町村による「地域農林水産物の利用促進についての計画」として位置付け、実施にあたっては「藤崎町総合計画（みんなで創るふじさきプラン）」、「藤崎町総合計画基本計画（ふじさき未来・夢プラン）」、「健康増進計画（健康ふじさき２１　第二次見直し中）」との整合性を図り、食育・地産地消を推進していくものです。

計画期間は、平成３１年度から平成３５年度までの５年間とします。

ただし、社会情勢の急激な変化などにより見直しが必要となった場合は、計画期間内であっても見直しを行います。

パート１　食育編

第２章　藤崎町における食生活の現状と課題

１　藤崎町の現状

（１）人口

藤崎町の人口は、平成３０年６月時点で約１万５千人となっています。
人口は減少していますが、６５歳以上の人口は微増しており、少子高齢化が進んでいる現状です。

年齢（３区分）人口構成比の推移

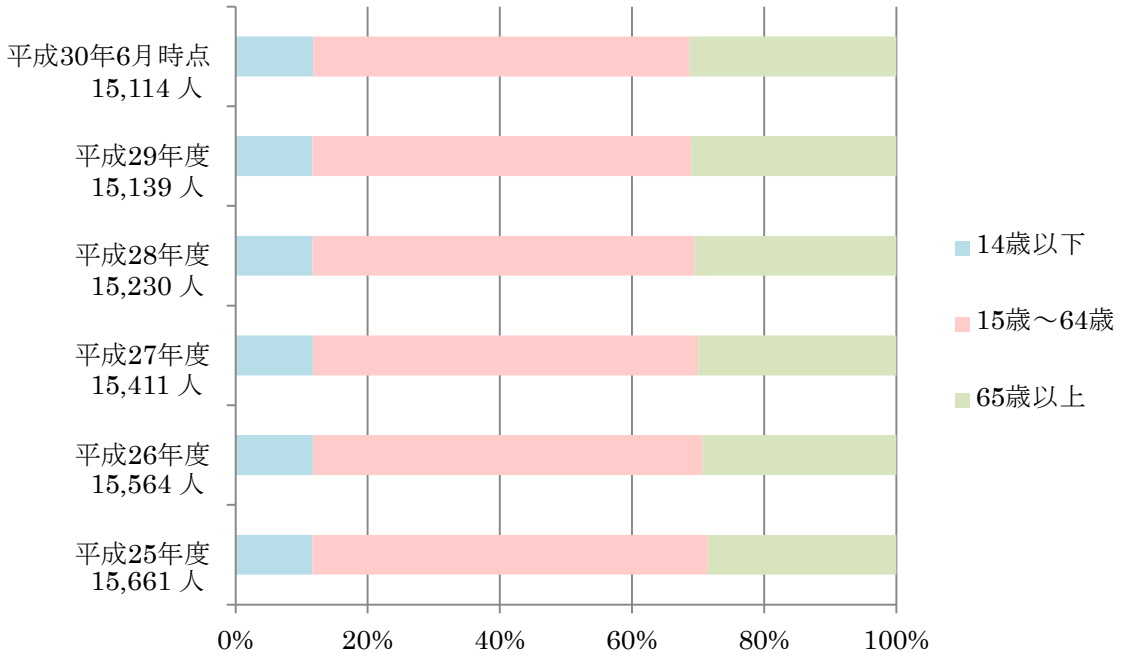

行政区別年齢別人口統計表（住民課）

（２）メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の状況

藤崎町におけるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群を年度別にみてみると、年々増加しているのがわかります。

年度別メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合

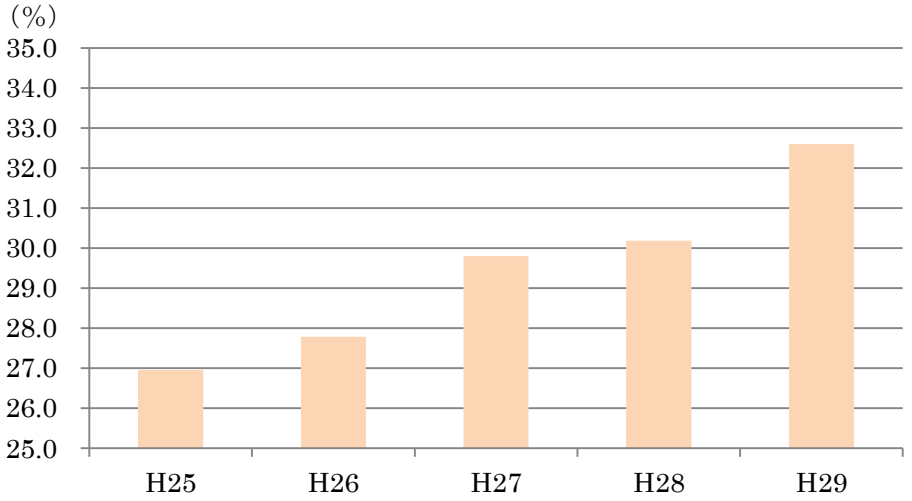

特定健診・特定保健指導実施経年結果（福祉課）

年代別にみてみると、６０歳から６９歳が一番高く、次に７０歳から７４歳が高い割合となっていますが、各年代の増加率の高さに注意が必要です。

年代別メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合

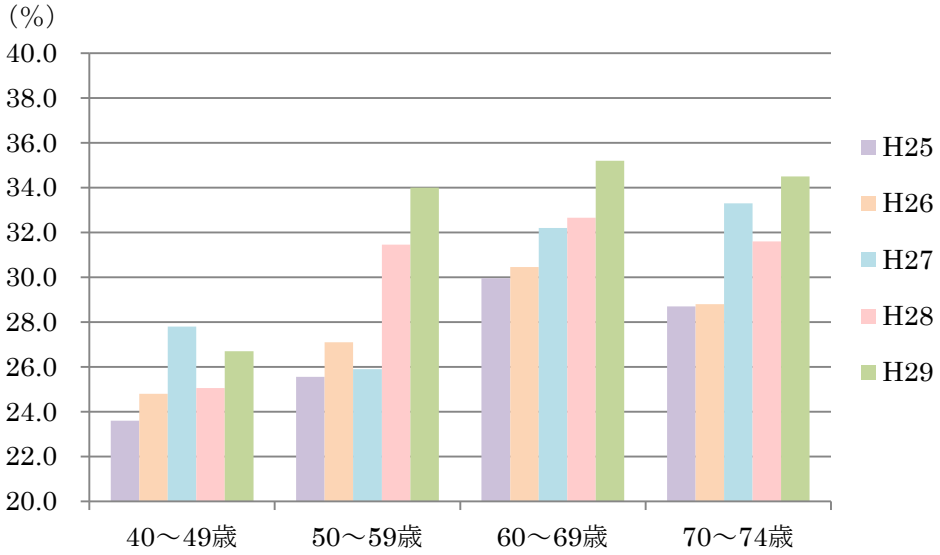

特定健診・特定保健指導実施経年結果（福祉課）

（３）死亡率の特徴

藤崎町の過去５カ年の主要死因状況をみると、第１位が悪性新生物、第２位が心疾患で、脳血管疾患を合わせた、いわゆる３大死因については全体の約６割を占めています。

主要死因状況

項目	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	合計	割合
悪性新生物	65 人	74 人	67 人	73 人	58 人	337 人	30.4%
心疾患	43 人	42 人	38 人	52 人	44 人	219 人	19.8%
脳血管疾患	10 人	23 人	13 人	23 人	18 人	87 人	7.9%
肺炎	27 人	26 人	29 人	37 人	28 人	147 人	13.3%
老衰	11 人	14 人	9 人	11 人	19 人	64 人	5.8%
腎不全	5 人	8 人	3 人	1 人	3 人	20 人	1.8%
自殺	4 人	3 人	6 人	2 人	3 人	18 人	1.6%
その他	45 人	47 人	39 人	35 人	49 人	215 人	19.4%
死亡総数	210 人	237 人	204 人	234 人	234 人	1,107 人	100.0%

主要死因別状況（福祉課）

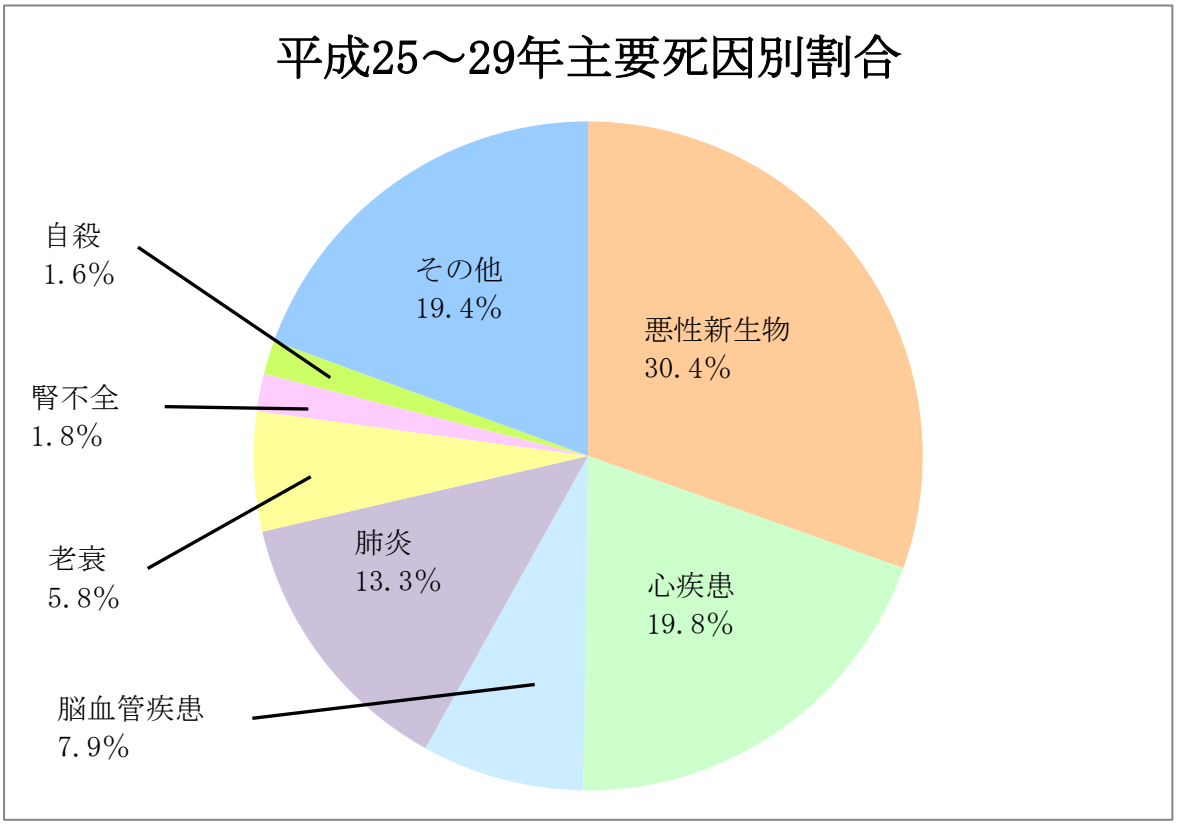

２　アンケート調査結果からみる食育の現状と課題

藤崎町の現状を把握するため、食育に関するアンケート調査を行いました。
（一部抜粋）

調査対象者：小学５年生、中学２年生の児童生徒、
　　２０歳以上の町民（児童生徒、保育所（園）の保護者など）
調 査 期 間：平成２９年６月から７月
調 査 方 法：保育所（園）・学校にて配布、回収及び郵送法
回　答　率：小学５年生、中学２年生　･･･　２６５名／２６９名　９８．５％
　　２０歳以上の町民　　･･･　６０６名／７２３名　８３．８％

１）　食育の認知度

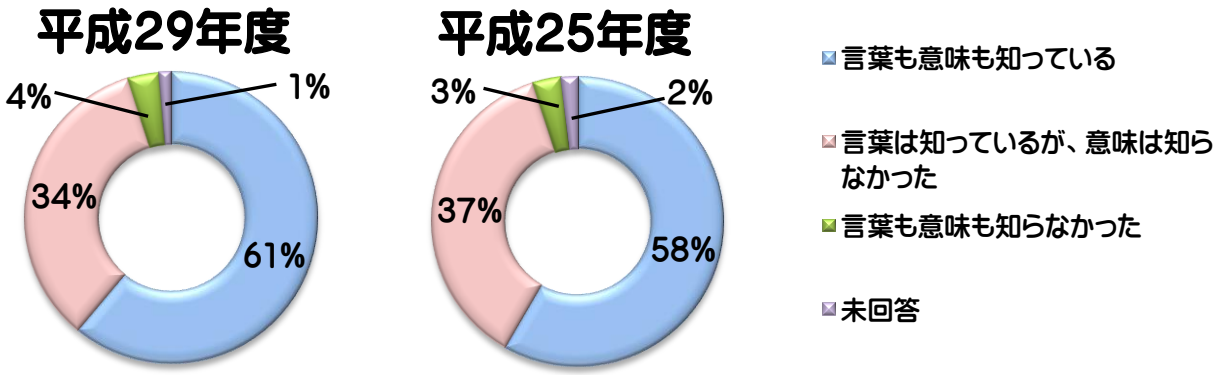

２）　食育の関心度

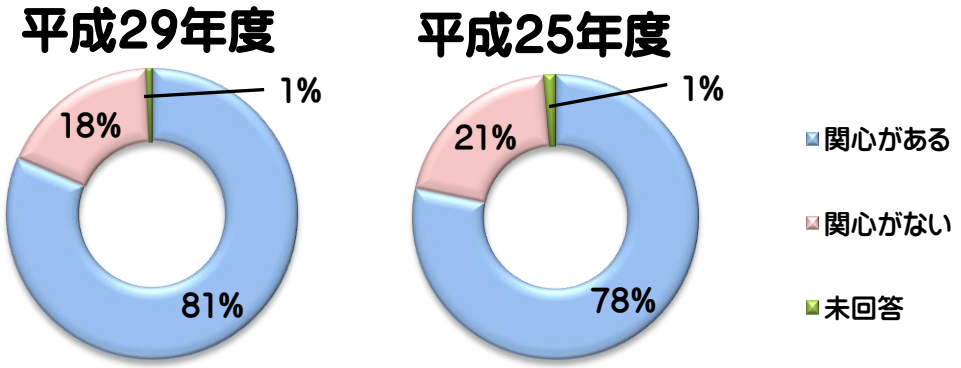

３）　食育月間及び食育の日の認知度

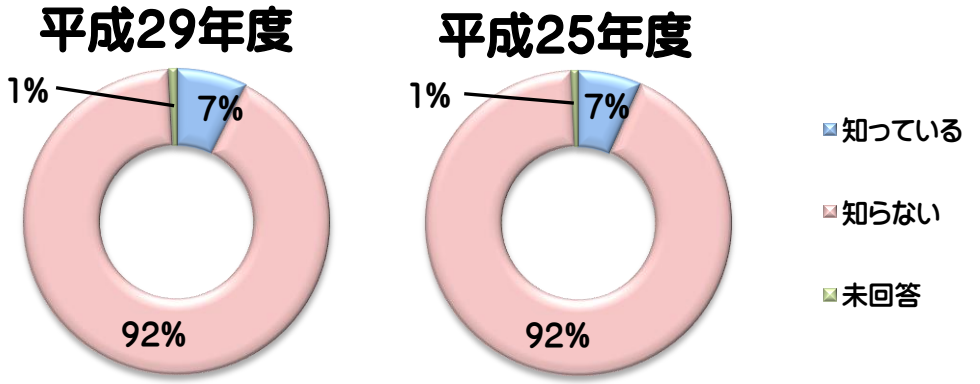

４）　朝食の摂取状況

藤崎町内の小学５年生と中学２年生の調査結果では、「朝食」を毎日食べる小学生が１０．５％も減り、中学生は３％増えています。また「毎日食べる」、「ときどき食べないことがある」の合計では、朝食を食べる子供が増えていますが、「ときどき食べないことがある」と回答した子供が増えていることから、朝食の摂取状況は不規則になっていると言えます。

「朝食」を食べる児童生徒の割合

調査年度	小学５年生	中学２年生
平成２５年度	９０．６％	８３．３％
平成２９年度	８０．１％（－１０．５％）	８６．３％（＋３．０％）

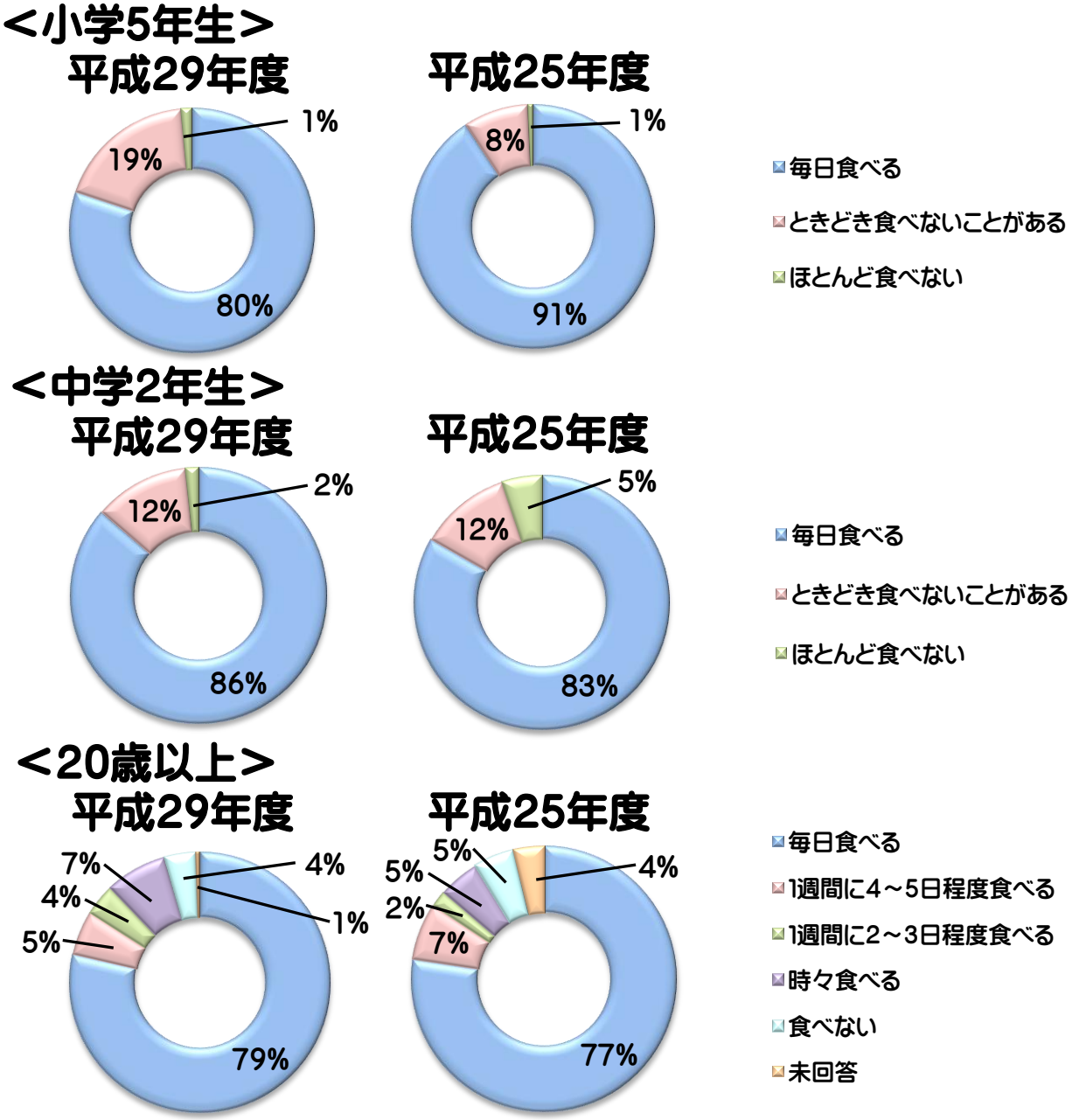

5）　朝食を食べない理由

＜小学5年生＞

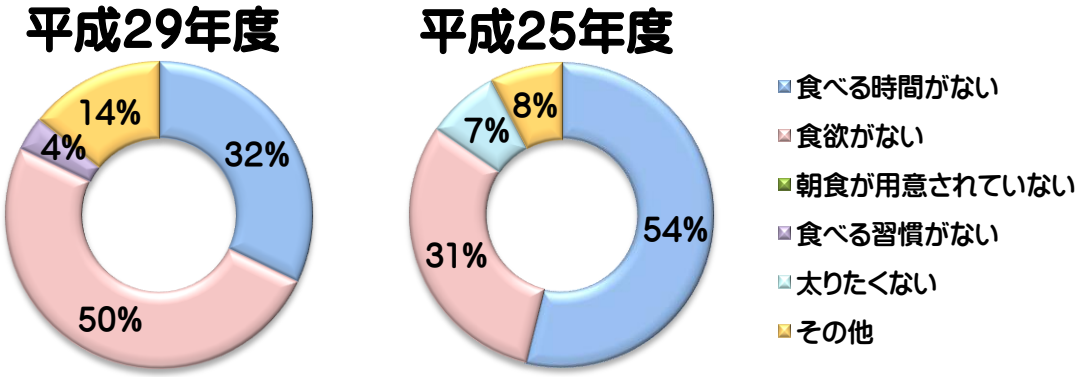

＜中学2年生＞

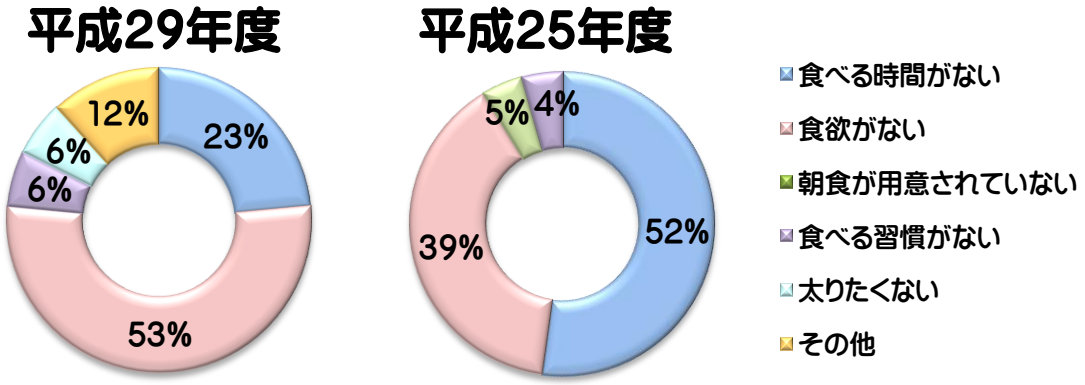

＜20歳以上＞

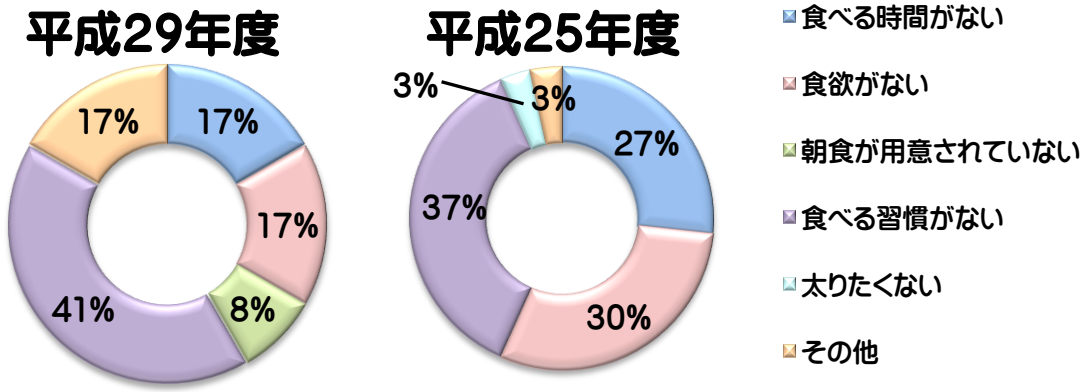

6）　朝食を家族と一緒に食べる頻度

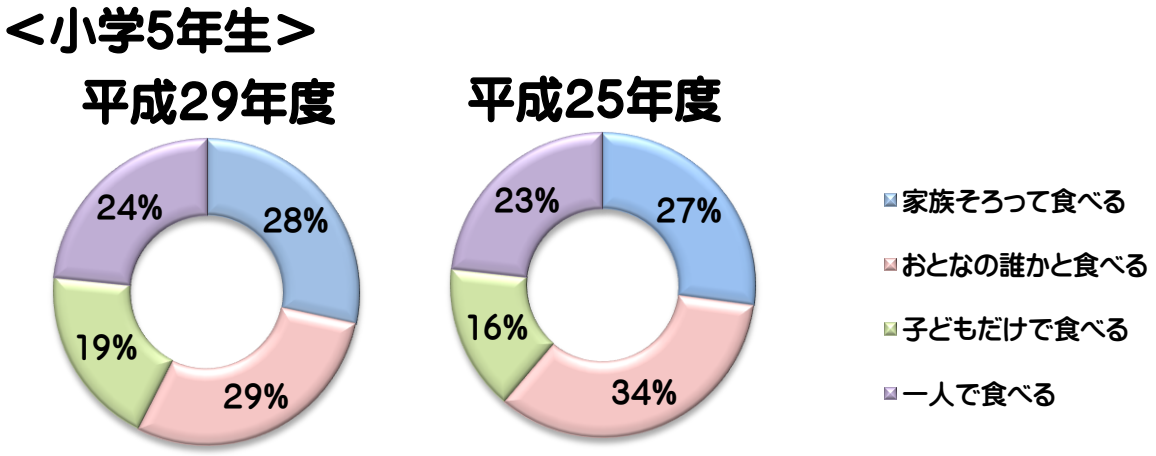

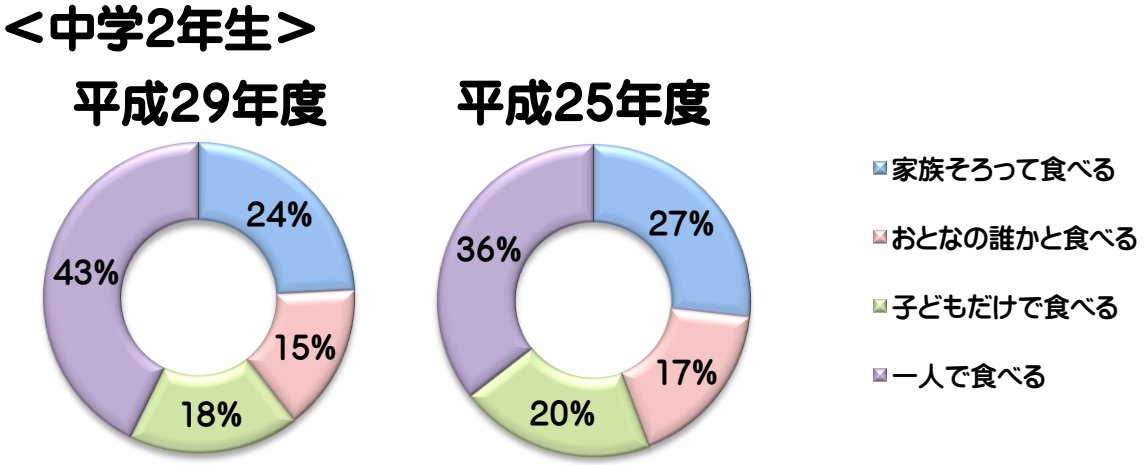

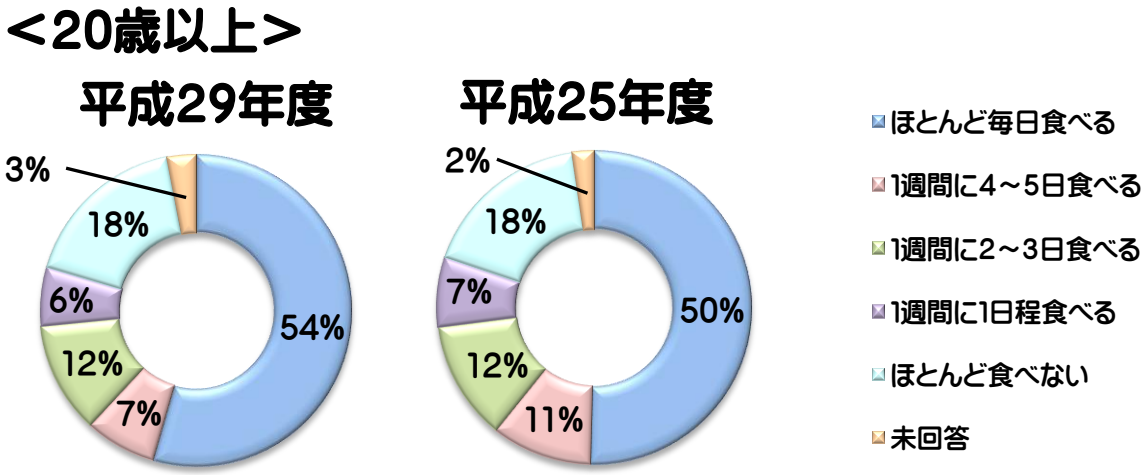

7）　夕食を家族と一緒に食べる頻度

＜小学5年生＞

平成29年度

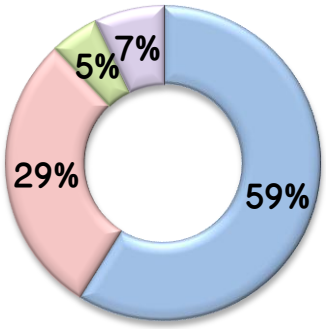

平成25年度

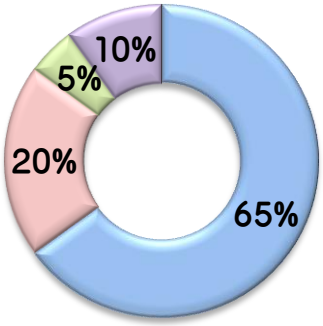

家族そろって食べる
おとなの誰かと食べる
子どもだけで食べる
一人で食べる

＜中学2年生＞

平成29年度

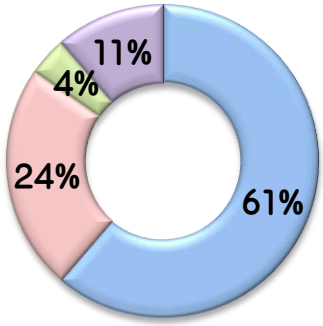

平成25年度

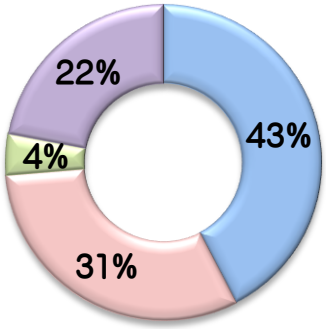

家族そろって食べる
おとなの誰かと食べる
子どもだけで食べる
一人で食べる

＜20歳以上＞

平成29年度

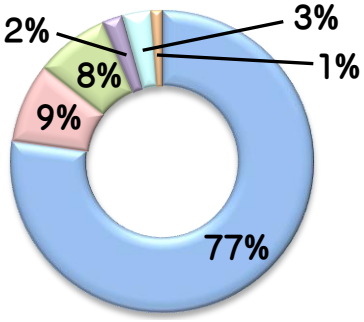

平成25年度

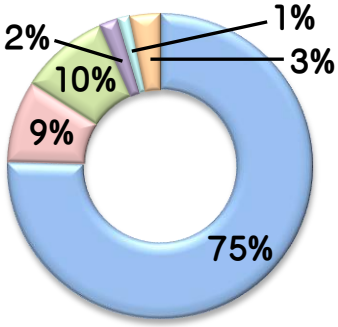

ほとんど毎日食べる
1週間に4～5日食べる
1週間に2～3日食べる
1週間に1日程食べる
ほとんど食べない
未回答

８）　四群点数法の認知度

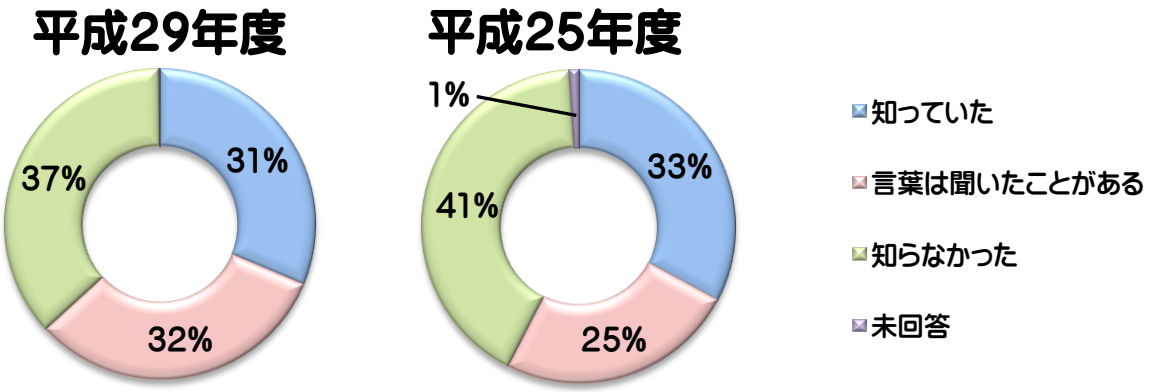

四 群 点 数 法

四群点数法とは、

食品を第１群から第４群の４つのグループに分け、バランスの良い食事をとることを目的とした食事法です。

点数のつけ方は、各食品８０kcal を１点として、第１群から第３群まではそれぞれ３点ずつ、第４群は自分の体重などを考えて摂取します。

成人女性の基本を一日１６００kcal として、第１群から第３群までそれぞれ３点ずつで合計９点、第４群から１１点をとることで２０点となります。

9）　メタボリックシンドロームに対する認知度

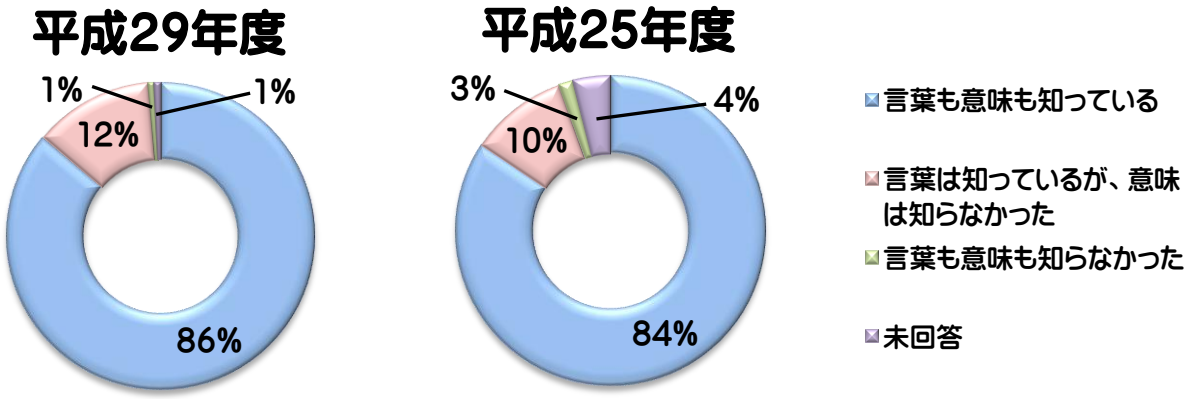

10）　毎日の食事で気をつけていること　（あてはまるもの全てに○）

項目	選択数	割合
朝・昼・夕の３食、規則正しく食べるようにしている	３６５名	６０．２％
食事のバランスを考えて、主食・主菜・副菜を揃えるようにしている	２４４名	４０．３％
野菜を多く食べるようにしている	３６３名	５９．９％
塩分を控えるようにしている	２５２名	４１．６％
腹八分目を心掛けている	１４２名	２３．４％
その他	１７名	２．８％

（注）複数選択可のため、割合の合計は１００％になりません。

11）　食品表示に関する基礎的知識

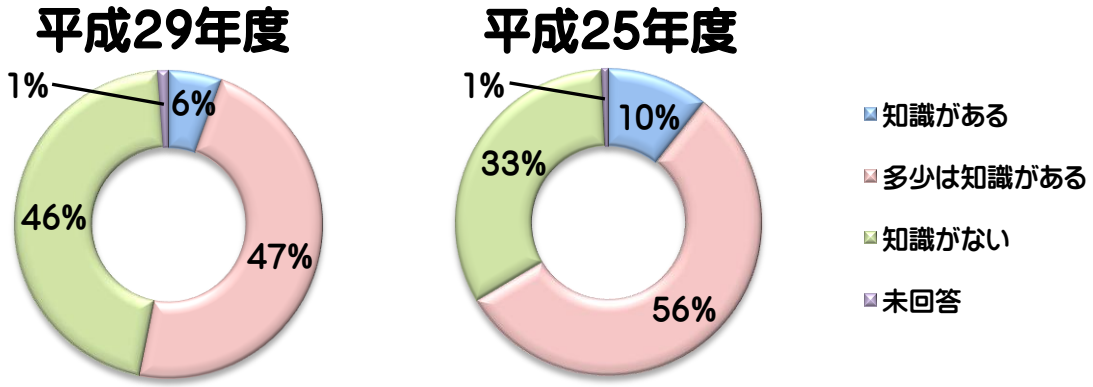

12)　地産地消の認知度

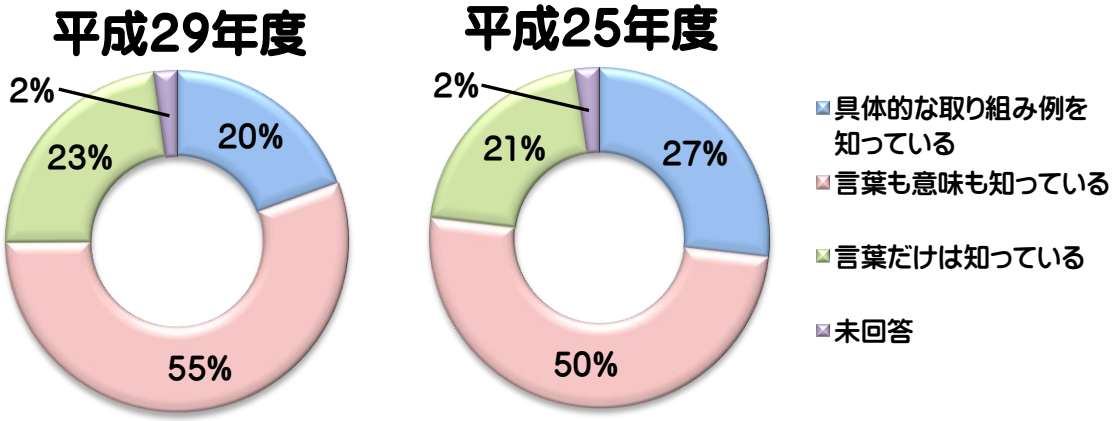

13)　直売所の利用状況

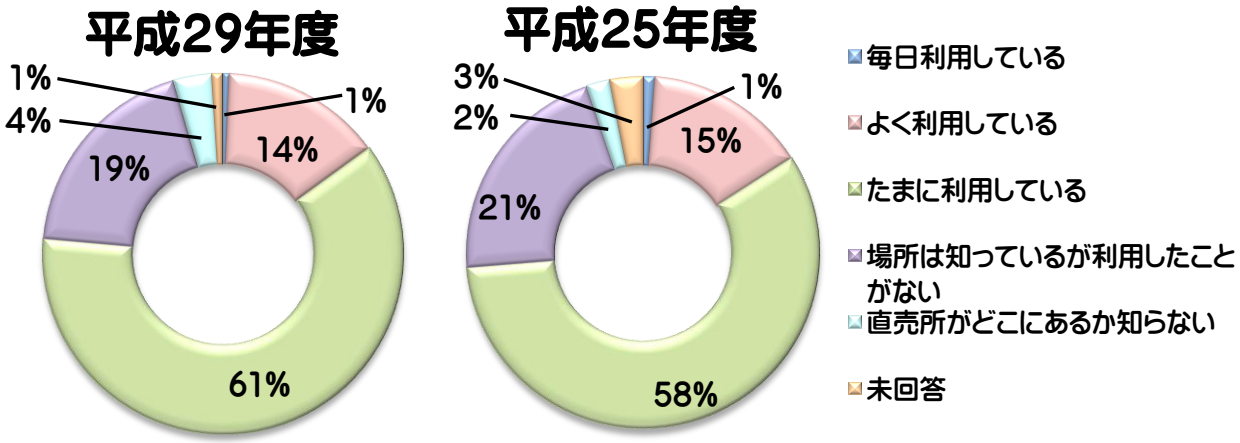

３　第２次計画の主要指標の成果と課題

藤崎町では、食育推進の成果を客観的に把握するため、「第２次計画」の主要指針を設定しています。その達成状況と今後の課題は次のとおりです。

達成度の判定	◎	「目標値」を達成した場合
	○	「現状値」が「策定時の値」と「目標値」の範囲の６割を越えた場合 $\frac{\text{現状値－策定時の値}}{\text{目標値－策定時の値}} > 0.6$
	△	「○」に達しない場合

○　主要指標の成果

（１）家庭における食育の推進

①朝食を食べた割合

朝食を食べた割合は、目標値に達していません。アンケート調査の結果では、小学５年生の毎日食べる割合が８０.１％で中学２年生では８６.３％となっています。家庭、学校などが連携した取組みが求められます。

項目	策定時の値	現状値	目標値	達成度
小学５年生	９０．６％	８０．１％	１００％	△
中学２年生	８３．３％	８６．３％	１００％	△
２０歳以上	７７．４％	７８．５％	９５％以上	△

現状値：「Ｈ２９食育に関するアンケート」調査結果（農政課）

②朝食又は夕食をほとんど毎日家族と一緒に食べる割合

項目	策定時の値	現状値	目標値	達成度
２０歳以上	６２．９％	６５．９％	７１．０％	△
（　朝　食　）	５０．４％	５４．５％		
（　夕　食　）	７５．４％	７７．２％		

現状値：「Ｈ２９食育に関するアンケート」調査結果（農政課）

（２）学校・保育所等における食育の推進

③学校給食における地産地消率（使用量）

策定時の値	現状値	目標値	達成度
１８．２％	１６．６％	向上	△

現状値：平成２９年度食材使用実績（給食センター）

④教育ファームの実施校

策定時の値	現状値	目標値	達成度
３校	３校	５校	△

現状値：平成２９年度実績

教育ファームとは、
生産者（農林漁業者）の指導を受けながら、作物を育てるところから食べるところまで、一貫した「本物体験」の機会を提供する取組みです。
　この体験を通して自然の力やそれを生かす生産者の知恵と工夫を学び、生産者の苦労や喜びを学び、食べものの大切さを実感をもって知ることが目的です。

⑤生産者との交流事業実施校

策定時の値	現状値	目標値	達成度
３校	３校	３校	◎

現状値：平成２９年度実績

（３）地域における食育の推進
⑥肥満の割合

項目	策定時の値	現状値	目標値	達成度
小学５年生男子	１１．５％	１６．７％	減少傾向	△
小学５年生女子	７．４％	６．１％	減少傾向	◎
２０～６０歳男性	３１．０％	３４．１％	２９．５％	△
２０～６０歳女性	２５．０％	２８．２％	２３．８％	△

現状値：健康ふじさき２１中間評価結果（福祉課）

⑦むし歯のない３歳児の割合

策定時の値	現状値	目標値	達成度
６２．２％	６７．２％	６７．２％	◎

現状値：健康ふじさき２１中間評価結果（福祉課）

⑧野菜の３５０ｇ以上摂取の割合

策定時の値	現状値	目標値	達成度
９．９％	１３．６％	１５．０％	△

現状値：健康ふじさき２１中間評価結果（福祉課）

⑨運動習慣者の割合（２０～６０歳）
（３０分・週２回以上の運動を１年以上継続）

項目	策定時の値	現状値	目標値	達成度
男　　性	３１．６％	３４．１％	３３．０％	◎
女　　性	２６．５％	２９．１％	３０．０％	△

現状値：健康ふじさき２１中間評価結果（福祉課）

（４）地産地消、食の安全・安心及び食文化の継承
⑩食育に関心を持っている町民の割合

策定時の値	現状値	目標値	達成度
７８．２％	８１．４％	９０．０％以上	△

現状値：「Ｈ２９食育に関するアンケート」調査結果（農政課）

⑪食品表示に関する基礎的な知識を持っている町民の割合

策定時の値	現状値	目標値	達成度
６６．５％	５３．１％	９０．０％以上	△

現状値：「Ｈ２９食育に関するアンケート」調査結果（農政課）

【食育の取り組み事例】

保育所などにおける食育の取り組み

保育士などが食材を使った「食育講話」を行い、子供たちの「食」への関心や感謝の気持ちを深めることができました。

また、「栽培体験」などを通じて自然や生物と触れ合うことや、自分で栽培した食材を調理することで「命」や「食」の大切さを学ぶことができました。

小・中学校における食育の取り組み

「食育講話」や「栽培体験」を行い、食べ物を大切にすることや生産者の苦労を体験し、感謝する気持ちを深めることができました。

また、栄養バランスを考えた献立を選択する力を養うため、「バイキング給食」や「キッズシェフ」を実施しています。

地域における食育の取り組み

食生活改善推進員は、栄養教室や食生活改善を目標に実践活動をしています。

また、健康推進員は、各種健診の取りまとめや保健活動、健康運動の普及啓発に取り組んでいます。

健康で豊かな毎日を送るために欠かすことのできない「食」について、広く町民の皆さんに感心を持ってもらうため、「ふじさき秋まつり」や「ふじワングランプリ」、地元グループが発起している「なべワングランプリ」などの様々なイベントをとおして食育に関する啓発を実施しています。

第３章　食育推進の基本方針

食育の推進にあたり、基本的な方針は次のとおりです。

１．ライフステージに応じた食育を推進します。

生涯をとおして健全な食生活を実践し、豊かな人間性を育むためには、子どもの頃からの食育が重要です。

子どもの基本的な生活習慣は、家庭、保育所や幼稚園、学校で身につけることになるため、各々重要な役割を担っています。

しかし、ライフスタイルの多様化により子どもへの食育の実施が難しくなってきております。そこで、外部からの色々な情報や地域のイベントなどを利用しながら食育に取り組めるよう努めます。

また、子どもだけでなく、高齢期までのライフステージに応じた食育を推進します。

２．共食を通じた楽しい食生活を推進します。

家族が楽しい会話をしながら食卓を囲む時間は、子どもへの食育ばかりではなく、大人にとってもコミュニケーションを楽しむ大切な時間です。

共食をとおして食べ物を大切にする心や感謝する心、食事のマナーや地域の食文化への知識を育みます。

これにより、「もったいない」という感覚が育まれ食べ物を無駄にせず食品ロスの削減にもつながり、食糧資源の浪費や環境への負荷の低減にもなります。

３．望ましい食生活を推進します。

健康な生活をおくるためには、生活習慣病の予防や食品の安全性など、食に関する知識を身につけることが重要となります。

栄養バランスのとれた食事を摂り、規則正しい生活リズムの中に適度な運動を取り入れることによって、生活習慣病の発症や重症化の予防につながります。

また、様々な食材が多様な形で加工・提供されており、食に関する知識や食品を選ぶ判断力が必要となるため、食に関する情報などを発信し、町民一人ひとりが理解を深めることができるよう努めます。

第４章　食育に関する重点推進事項

食育の推進にあたり、次の重点推進事項に取組みます。

１．家庭における食育を推進します。

食育の基本は家庭です。子どもが健全な心と身体を培い、未来に向かって羽ばたくことが出来るように、また、家族みんなが心身の健康を保持し、生涯にわたって生き生きと暮らすことが出来るようにすることが大切です。

毎日食卓に上がる食材が育った大地や水、空気や太陽、季節や風土に対し興味を持つこと、そして、その豊かな自然によって育まれる命のすばらしさ、愛おしさを家族ぐるみで話し合い、学べる環境をつくります。

（１）家族で楽しい食生活の実践

○楽しい会話のある家族団らんの食卓づくり
○食文化や正しい食事マナーの習得
○食事の支度、調理、後片付けは家族みんなで協力
○食べ物を大切にする心、作ってくれた人への感謝の心、命を大切にする心

（２）健康家族のルールづくりの促進

○「早寝早起き朝ごはん」国民運動など規則正しい食事と生活リズムづくり
○ライフステージに応じた食生活の実践

（３）食生活の改善で健康増進の実践

○生活習慣病の予防に配慮し、栄養バランスのとれた食事メニューづくり
○妊産婦や高齢者への栄養や健康管理

【主な取り組み】

○乳幼児健康診査（福祉課）
○親子料理教室（食生活改善推進員会）
○食生活改善活動（福祉課、食生活改善推進員会）

【主要指標】

項目		現状値	目標値
①　朝食を毎日食べた割合	小学５年生	８０．１％	１００％
	中学２年生	８６．３％	１００％
	２０歳以上	７８．５％	９５％以上
②　朝食又は夕食をほとんど毎日家族と一緒に食べる割合	２０歳以上	６５．９％	７１％以上
	（朝　食）	５４．５％	
	（夕　食）	７７．２％	
③　四群点数法を参考にしている割合		６６．５％	７５％以上

現状値：「Ｈ２９食育に関するアンケート」調査結果（農政課）

２．学校、保育所などにおける食育を推進します。

子どもが基本的な生活習慣を身につける場所として、学校や保育所なども重要な役割を担っています。

学校や保育所などにおいては、子どもたちの健全な食生活の実現と健全な心身の成長のために、食生活について学習しています。また、家庭や地域との連携を図りながら、地元の食材を使うなど地域の特色を生かした学校給食や、食材を作ってくれた人との交流や栽培体験などを通じて、食の大切さと感謝の気持ちを持った元気で健やかな子どもを育てます。

（１）家庭、地域と連携した食育の指導体制の整備
　○給食だよりなどの発行による食育の取組についての情報提供

（２）子どもの発育段階に応じた指導内容の充実
　○子どもの健康状態を把握し、発育段階に応じた指導の充実
　○命を大切にする心と食についての教育
　○家庭と連携し、規則正しい生活習慣の実践
　（早寝、早起き、朝ごはん＋朝うんち）
　○肥満防止や解消のための運動の促進

（３）豊富な資源を生かした体験学習の推進
　○地域と連携した、食に関連した体験学習への積極的な取組み
　○地域の食材、自然や生物と触れ合う機会を活用した食育への取組み

（４）安全、安心な給食の推進
　○食中毒や異物混入防止のための衛生管理の徹底
　○生産者の顔が見える地元食材の活用

（５）地元食材を活用した給食の充実
　○学校給食での地元食材の積極的な活用の推進
　○旬の食材を活用した郷土料理や行事食の実践

【主な取り組み】
○食に関する指導（保育所、小・中学校）
○食育・給食だよりの発行（保育所、給食センター）
○農業体験学習（学務課、農政課、保育所、小・中学校等）
○生産者や高齢者との交流給食（農政課、保育所、小・中学校等）

【主要指標】

項目	現状値	目標値
④　教育ファームの実施校	３校	５校

現状値：平成２９年度実績

３．地域における食育を推進します。

心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らしていくためには、ライフステージに応じた継続性のある食育の推進が求められます。

特にメタボリックシンドロームのような生活習慣病を予防するためには、食生活や運動などの生活習慣の改善が重要であり、健康づくりにつながる食生活の推進を家庭、学校、保育所、生産者、関係団体などと連携しつつ、地域ぐるみで食育の推進に努めます。

（１）町民一人ひとりの、食品と食生活の正しい知識の習得
○食に関する情報を正しく理解する能力の養成
○ダイエットや肥満に関する正しい知識の習得
○四群点数法の日常生活での活用
○食べ物の消化や吸収、お酒の適切な摂取に関する知識の習得

（２）保健、医療、福祉活動などを通じた食育の推進
○ライフステージに応じた食生活や保健指導の実施
○若い女性や妊産婦への保健指導
○母乳育児の推進と授乳しやすい環境づくりの促進

（３）生涯食育で健康なまちづくりの推進
○子どもから高齢者まで幅広い世代への望ましい食生活の指導
○生活習慣病予防のための健康づくりの促進
○一日に必要な野菜摂取量の周知と摂取の促進

【主な取り組み】
○生活習慣病予防指導（福祉課）
○四群点数法の活用普及（福祉課）
○健康体操の普及啓発（福祉課、健康推進員会）
○食農出前講座の実施（学務課、農政課、小・中学校等）

【主要指標】

項目			現状値	目標値
⑤ 肥満の割合	小学５年生	男子	１６．７％	減少傾向
	小学５年生	女子	６．１％	
	２０～６０歳	男性	３４．１％	２８．０％
	４０～６０歳	女性	２８．２％	２２．５％
⑥ 虫歯のない３歳児の割合			６７．２％	７２．２％
⑦ 野菜の３５０ｇ以上摂取の割合			１３．６％	２０．０％
⑧ 運動習慣者の割合（20～64 歳）(30 分・週 2 回以上の運動を 1 年以上継続)		男性	３４．１％	３６．０％
		女性	２９．１％	３３．０％

現状値：健康ふじさき２１中間評価結果（福祉課）

４．食の安全・安心と食文化の継承を推進します。

食品への安全性の関心が年々高まっている中、生産者や食品の製造、加工業者などの食品関連事業者は、食の安全・安心確保の必要性を十分理解し、積極的に取組むことが求められています。

藤崎町は、農業が基幹産業であり、様々な農産物の生産が行われているというメリットを生かしながら、加工品づくりや豊かな食材を使った郷土料理の提供など、安全・安心な地元食材の活用を進めます。

また、地元の食文化の伝承と郷土の味を通して消費者と生産者との食の交流の推進、安全・安心な食材の提供による信頼の確立など、産地から食育を発信していきます。

（１）安全・安心な地元食材の提供

〇生産にかかる農薬、肥料の適正使用の徹底

〇地元食材を利用した加工品の開発、提供

（２）生産者と消費者との交流の促進

〇消費者との食文化や食の体験交流をとおした相互信頼関係の構築

〇農作業体験をとおした、農業と食への理解の促進

（３）地域の食文化の伝承、交流活動や情報発信による提供

〇郷土料理、伝統料理に着目した交流と情報発信

〇新旧の食文化について世代間での交流、伝承

【主な取り組み】

〇農業体験交流（農政課、食料と農業に関する基本協定代表者会議）

〇食育月間・食育の日の普及活動（農政課）

〇食に関するイベントの開催（企画財政課）

【主要指標】

項目	現状値	目標値
⑨　食育に関心を持っている町民の割合	８１．４％	９０％以上
⑩　食品表示に関する基礎的な知識を持っている町民の割合	５３．１％	９０％以上

現状値：「Ｈ２９食育に関するアンケート」調査結果（農政課）

５．健康寿命の延伸につながる食育を推進します。

本県は、短命県としてテレビや新聞などで報じられています。塩分の摂取量は全国平均より多い一方、野菜摂取量は目標摂取量より少ない現状です。

生活習慣病の予防・改善のために、だしのうま味を活用して塩分を控えることができる「だし活」や、１日の野菜摂取量を目標摂取量へ近づけることが健康寿命の向上につながります。

また、ごはんを中心に多様な副食等を組み合わせ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を推進します。

（１）健康寿命向上のための生活習慣病予防の促進

○四群点数法などの活用の促進
○食塩摂取量減少や野菜摂取量増加の促進
○定期健康診断や人間ドッグ等の受診の促進
○健康づくりにつながる身体活動や運動の促進

【主な取り組み】

○健診結果の個別指導（福祉課）
○糖尿病性腎症重症化プログラムの実施（福祉課）
○生活習慣病予防指導（福祉課）
○四群点数法の活用普及（福祉課）
○健康体操の普及啓発（福祉課、健康推進員会）

【主要指標】

項目	現状値	目標値
⑪ 高血圧の改善割合（140/90mmHg 以上）	１３．０％	１０．０％
⑫ 糖尿病の有病者数（HbA1c が JDS 値 6.1%以上）	１７０人	現状維持
⑬ 脂質異常の割合（LDL ｺﾚｽﾃﾛｰﾙ 160mg/dl 以上の割合）	９．１％	７．０％
⑭ 特定健診受診率	４７．９％	６０．０％

現状値：健康ふじさき２１中間評価結果（福祉課）

第５章　食育推進の体制と役割

食育の推進にあたっては、町民、関係機関、関係団体、行政が連携・協力して計画の目的を共有して食育推進運動を進めていきます。

１．藤崎町食育推進協議会

第３次「藤崎町食育推進計画」の推進指標の進捗状況を適切に把握、評価し、食育推進対策に提言します。

２．町民

家庭、学校、保育所など、地域において、自主性を発揮して、健全な食生活の実現に努めます。

家庭が、食育を進めていく上で重要な役割を有していることを十分認識し、積極的に子どもの食育を進めます。

３．教育関係者等

家庭や地域等との連携を図りながら、望ましい食習慣の形成等に向け、子どもへの食育に積極的に取り組みます。

食育指導体制の整備に努めるとともに、教職員の食育に関する意識や知識の向上を図ります。

４．医療、保健、福祉関係者

離乳食指導、栄養指導をはじめ、食に関する指導や情報提供などに積極的に努めます。

他の関係団体などと連携し、食育活動に取り組みます。

５．農業者等

農業に関する様々な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵、食べものの生産過程、そして食に関わる人々や産業の重要性について、町民の理解が深まるよう努めます。

６．食品関連事業者等

地元食材を活用した食の提供のほか、食育に関する様々な体験活動や情報提供をします。

食品の安全性の確保や、栄養成分表示、食品表示などに積極的に取り組みます。

７．藤崎町

第３次藤崎町食育推進計画を継続して展開するとともに、これに基づき、関係機関や団体等と連携を図りながら、地域の特性を生かした食育を推進します。

パート２　地産地消編

第６章　藤崎町の地産地消

１　藤崎町における地産地消の現状

（１）農産物直売所における地産地消

藤崎町内には３ヶ所の農産物直売所があり、地元農産物が気軽に購入できる環境にあり、地産地消の推進並びに地域農業の振興に大きく寄与しています。

そのうち、『食彩ときわ館』は大規模改修を行い、平成３０年４月に『ふじさき食彩テラス』としてリニューアルされました。地元農産物を使用したレストランも増設されており、更なる地産地消の推進につながるものと期待されています。

ただし、季節による農産物の偏りなどが今後の検討事項であると言えます。

（２）学校給食における地産地消

学校給食への食材使用率は、藤崎町内産については平成２６年度から微増となっております。

学校給食への地元農産物の供給量拡大のために、「食育」や「地産地消」を広く理解してもらい、農業者の生産意欲の向上を図り、今後さらなる供給量の拡大を推進していきます。

○学校給食の地元食材使用率（重量ベース）

項目	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
町内産	１５．０％	１５．８％	１６．１％	１６．６％
県内産	４６．０％	４９．９％	４９．９％	４９．２％
合　計	６１．０％	６５．７％	６６．０％	６５．８％

食材使用実績（給食センター）

２　地産地消の基本方針及び重点推進事項

地産地消の推進にあたり、基本的な方針及び重点推進事項は次のとおりです。

（１）地元農産物の活用

食育活動により良好な自然環境の中で育てられた新鮮で良質な地元農産物を食べる機会を増やすことにより、農業に対する理解を深め、安心安全な地元農産物の積極的な利用促進につなげます。

また、ホームページやイベントなどで地元農産物や地元農産物を活用した加工品を広く情報発信し、消費拡大につなげることにより、地元農産物の利用促進を図ります。

（２）安心安全な農産物の生産の促進

藤崎町では、生産者、消費者が一体となって資源循環型・環境保全型社会の構築を目指して安心安全な農産物を生産しています。

今後も藤崎産の農産物に対してさらなる信頼感が得られるよう、認定農業者や認定新規就農者の確保や育成、エコファーマーやＧＡＰの取得促進、特別栽培農産物の生産促進など、食卓に安心安全な農産物と生産者の思いが届くような施策を推進します。

エコファーマーとは、

平成１１年７月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づく計画を都道府県知事に提出し、認定を受けた農業者の愛称。

エコファーマーの認定を受けるためには、「土づくり」「化学肥料の低減」「化学合成農薬の低減」の３つの農業生産方式に取組む必要がある。

エコファーマーの「エコ」はエコロジー（生態学）に由来しますが、「エコマーク」、「エコビジネス」など、環境に優しいもの、配慮したものの象徴として広く親しまれている用語です。

ＧＡＰ（ギャップ）とは、

農業生産工程管理の略称です。農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組みのことです。

ＧＡＰを農業者や産地が多く取り入れることにより、結果として持続可能性の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに消費者や需要者の信頼の確保が期待されます。

なお、グローバルＧＡＰやＪＧＡＰ等、種類によって認証基準に違いがあります。

特別栽培農産物とは、

青森県では、農薬や化学肥料を使わないか、使用量を通常の５割以下に減らして生産した農産物を「特別栽培農産物」として認証しています。

書類審査と現地調査を受け、基準を満たして認証された農産物は、農林水産省が定めた「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく表示を行い、県の認証票を付けて販売することができます。